

第1回多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会議事要点録

日 時 令和5年8月4日(金) 午前10時～午前11時

場 所 永山公民館 視聴覚室

出席委員 4名

欠席委員 1名

議 事

次第1 教育部長挨拶

(要旨)

暑い中、選定委員会にご協力いただき感謝している。

この複合施設には、公民館・図書館・消費生活センターなどの公共施設が多く入っており、今回の駐車場については、これら公共施設を支える重要な施設と考えている。

駐車場の管理、運営について、令和6年3月をもって、現在の指定管理期間が満了となるため、今回の選定委員会では、令和6年4月以降の指定管理者候補者の選定をお願いしたい。

次第2 委嘱状の交付

委員となった方々に委嘱状が交付された。

次第3 委員の紹介

各委員自己紹介の後、事務局職員が紹介された。

次第4 多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会について

「多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定に関する委員会及び審査会設置要綱」「指定管理者候補者選定委員会スケジュール」の概要を説明。

第1条(設置)

多摩市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定を構成かつ適正に行うため委員会を設置する。

第2条(所掌事項)

指定管理者に応募した団体について、候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を教育委員会に報告する。

第3条(選定委員会の構成)

施設の管理運営に関し専門知識を有する者3人以内、市民2人以内。

第5条(委員長及び副委員長)

委員の互選により定める。

第6条(会議)

委員会は委員長が召集。委員の過半数の出席が必要。

第7条（除斥）

本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

第8条（守秘義務）

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様。

指定管理者の応募団体と個別に接触をしてはならない。

第9条（会議の非公開及び会議録の作成）

会議は公開しない。要点録は審議結果を教育委員会に報告した後、開示する。

次第5 委員長、副委員長選出

委員の互選により、以下のとおり決定した。

委員長：福岡委員

副委員長：梅澤委員

次第6 会議運営に関する事項の確認について

事務局から「会議運営に関する事項の確認（案）」に基づき説明し、合意された。

次第7 指定管理者制度の概要について

事務局から「指定管理者制度の概要」、「多摩市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」、「多摩市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」、「指定管理者制度更新にあたっての基本的な考え方」を説明。

次第8 審査方法の概要について（資料9、10）

事務局から「多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会の審査に関する要領」を基に審査方法の概要と審査の手順及び、「選定に係る意見聴取について」を説明。

次第9 多摩市営複合施設永山駐車場の施設概要及び選定について

事務局から「多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者選定要項」、「多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者基準」「多摩市営永山複合施設駐車場条例」、「多摩市営永山複合施設駐車場条例施行規則」を説明。

次第10 次回の日程について

日時 8月22日（火）午後2時から

会場 永山公民館 視聴覚室（ベルブ永山4階）

審議内容 現場確認、申請団体説明、各委員ヒアリング、委員会評価まとめ

事務局より情報提供

- ・今後、大規模改修が予定されているが、まだ、改修方法も実施時期も確定していないため、今回の指定管理期間と重複する年度が発生する可能性がある。実際にそうなった場合には、その年度毎、年度協定を結ぶ際、協議を行う予定である。
- ・教育部移転の影響で、常駐となる公用車が増えており、入庫可能台数が47台から42台に減っている。満車になり入庫待ちとなるケースが発生し、近隣駐車場へ振替駐車にも対応していただいている。

委員より

- ・利用料金制とはどのようなものか
 - ➡ 駐車料金として支払われた収入が、そのまま指定管理者の施設管理運営費となるもの。当駐車場は、駐車料金として支払われた収入は多摩市の収入となり、指定管理者の施設管理運営費にあたる指定管理料は別途支払っている。
- ・指定管理料はどのように決定されるのか
 - ➡ 資料11の2ページ目にあるとおり、前年度の収支状況等を踏まえ、多摩市教育委員会と指定管理者が協議のうえ、決定する。
- ・過去5年程度の管理状況や利用者の声についての資料があると、次回のヒアリングに役立つと考えるがいかがか。
 - ➡ 次回開催通知に同封する。

以上